

## 朝霞市地域防災計画

# 大規模事故対策計画編

### 第1章 大規模事故災害応急対策計画



## 大規模事故対策計画編の目次

<b>第1章 大規模事故災害応急対策計画</b> .....	<b>1 (303)</b>
<b>第1節 基本対策</b> .....	<b>3 (305)</b>
第1 活動体制 .....	3 (305)
第2 応急措置 .....	3 (305)
<b>第2節 大規模火災対策</b> .....	<b>6 (308)</b>
第1 大規模火災対策 .....	6 (308)
<b>第3節 危険物等災害対策</b> .....	<b>8 (310)</b>
第1 危険物等災害対策 .....	8 (310)
第2 高圧ガス災害対策 .....	8 (310)
第3 火薬類災害対策 .....	9 (311)
第4 毒物・劇物災害対策 .....	9 (311)
<b>第4節 放射線災害対策</b> .....	<b>10 (312)</b>
第1 放射線災害対策 .....	10 (312)
<b>第5節 鉄道事故・施設災害対策</b> .....	<b>15 (317)</b>
第1 鉄道事故・施設災害対策 .....	15 (317)
<b>第6節 航空機事故災害対策</b> .....	<b>17 (319)</b>
第1 航空機事故災害対策 .....	17 (319)
<b>第7節 ライフライン施設災害対策</b> .....	<b>19 (321)</b>
第1 ライフライン施設災害対策 .....	19 (321)
第2 生活支援対策 .....	19 (321)



# 第 1 章 大規模事故災害応急対策計画

第 1 節 基本対策

第 2 節 大規模火災対策

第 3 節 危険物等災害対策

第 4 節 放射線災害対策

第 5 節 鉄道事故・施設災害対策

第 6 節 航空機事故災害対策

第 7 節 ライフライン施設災害対策



## 第1節 基本対策

項目	担当
第1 活動体制	本部班、埼玉県南西部消防局、朝霞警察署
第2 応急措置	関係各班、埼玉県南西部消防局、朝霞警察署、朝霞県土整備事務所、朝霞市消防団、県、施設管理者

### 第1 活動体制

大規模な事故等が発生した場合、原則として、事故の原因者、所管施設の管理者及び警察、消防局が連携して、救出、救急、消火等の活動を行うが、甚大な被害が発生した場合やそのおそれがある場合及び市民等に影響が及ぶ場合には、市や防災関係機関の機能をもって対策にあたる。

#### 1 市

総括部（本部班）が主体となって、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとり、関係機関相互の連携を図る。また、対処が困難な場合には、知事への自衛隊の災害派遣要請の要求、緊急消防援助隊の出動要請等を行う。

#### 2 消防局

消防計画に基づき、情報収集や必要な部隊運用を実施する。また、必要に応じて、消防相互応援協定に基づく他の消防機関への応援要請等を行う。

#### 3 警察署

情報収集及び立入規制、現場付近の交通規制等、関係機関と連携する。

### 第2 応急措置

- 【資料編】 3-4 火災・災害等即報要領  
9-2 火災・災害等即報要領報告様式

大規模事故は地震と同様に突発するものであるが、広域の被害となることは少ないため、地震や風水害の対策に比べて、より迅速、的確な対応が求められる。このため、大規模事故災害においては共通して、次の点に留意して応急措置を行うものとする。

#### 1 災害情報の収集・伝達

市は、災害の発生状況、人的被害状況等を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

なお、市及び消防局は、県へ報告できない場合及び次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁へも報告する（覚知後30分以内）。

また、県は必要に応じてヘリコプター等による目視、撮影等による被害情報の収集を行うとともに、映像情報等の概括的な情報を把握し、警察、消防庁及び関係省庁に報告する。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 消防庁即報基準に該当する火災・災害のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合</li> <li>② 通信の途絶等により知事に報告することができない場合</li> <li>③ 119番通報の殺到状況時にその状況を報告</li> </ul> |
|---|

■消防庁への直接即報基準

火災等即報	建物火災	ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
	交通機関の火災	① 航空機、列車等の火災で次に掲げるもの ・航空機火災 ・列車火災
	危険物等に 係る事故	① 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ② 負傷者が5名以上発生したもの ③ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの ④ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ・海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ・500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ⑤ 市街地等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物の漏えい事故
	原子力害	① 爆発、火災の発生、放射性物質・放射線の漏えい ② 放射性物質輸送車両の火災（そのおそれがあるものを含む。） ③ 核燃料物質等運搬中の火災、事故（その通報があった場合） ④ 基準以上の放射線の検出（その通報があった場合） ⑤ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災で、放射性同位元素・放射線の漏えい
救急・救助 事故即報	死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの ・列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 ・バスの転落等による救急・救助事故 ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 ・映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 ・その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの	

2 被災者等への情報提供等

(1) 被災者、周辺住民等への情報提供

市は、県と協力して、災害の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害のある人、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

(2) 住民への情報提供

市は、県と協力して、住民に対し、災害の状況、安否情報、施設の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

(3) 関係者、住民等からの問い合わせ対応

市は、県と協力して、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置して、必要な人員の配置等体制の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。

3 救出・救助

市、消防局、消防団は、二次災害に十分注意し、救出、救助活動を実施する。



警察は、人身被害が発生した場合、消防機関等と協力して救出・救助活動にあたり、危険箇所の監視、警ら等を行う。

#### 4 消火活動

事故等により大規模な火災が発生した場合、消防局は、以下の原則に基づいて火災の鎮圧にあたる。

- |  |
|--|
| <p>① 避難地及び避難路確保優先の原則<br/>火災が大規模に拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。</p> <p>② 重要地域優先の原則<br/>大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。</p> <p>③ 消火可能地域優先の原則<br/>大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。</p> <p>④ 市街地火災消防活動優先の原則<br/>大工場、大量危険物貯蔵取扱施設、危険物輸送中の事故等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分の消防活動を最優先とした消防活動を行う。</p> <p>⑤ 重要対象物優先の原則<br/>重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に発生した場合、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。</p> <p>⑥ 災害現場活動の原則<br/>ア 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。<br/>イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。<br/>ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。</p> <p>⑦ 救急救助<br/>要救助者の救出救助とその負傷者の応急措置を行い、安全な場所へ搬送する。</p> |
|--|

#### 5 交通対策

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

警察は道路管理者と連携を保ち、緊急輸送を確保するため、道路及び交通状況を迅速に把握し、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

#### 6 緊急輸送

市は、県と協力して、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じて確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

#### 7 ライフライン・公共施設等の応急復旧

ライフライン・公共施設等の管理者は、専門技術者を活用するなどして、所管する公共施設・設備等の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、応急復旧を速やかに行う。

## 第2節 大規模火災対策

項目	担当
第1 大規模火災対策	本部班、埼玉県南西部消防局、朝霞市消防団、県

市街地火災やビル火災等が発生した場合は、現場の特性に応じた迅速な消防活動が必要となる。このため、大規模な火災等の発生時には、人的被害の軽減とともに火災拡大の防止を第一に対処する。

### 第1 大規模火災対策

#### 1 消防局の対応

次の点に留意して対応する。

##### (1) 情報収集、伝達及び応援隊の受入準備

- ① 災害状況の把握  
119番通報、かけこみ通報、消防無線、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。
- ② 把握結果の緊急報告  
消防局長は災害の状況を市町村長（場合によっては知事）に対して報告し、応援要請等の手続きに遅れないようはたらきかける。
- ③ 応援隊の受入準備  
応援隊の円滑な受入れを図るため、準備を行う。

##### (2) 大規模火災への対応

火災の状況に応じ、消防計画に基づいて火災の鎮圧にあたる。また、必要に応じて消防相互応援等に基づき他の消防機関に消火活動の応援要請を行い、現場に指揮所を設置して、消火活動の調整を行う。

#### 2 消防団の対応

##### (1) 出火防止

火災等の発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖・電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

##### (2) 消火活動

地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独もしくは消防本部と協力して行う。また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

##### (3) 救急救助

消防局による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対するの応急処置を実施し、安全な場所へ搬送を行う。

##### (4) 避難誘導

避難の指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

**(5) 情報収集**

早期に災害情報を収集し、消防局に連絡する。

**(6) 応援隊の受入準備**

応援隊の受入準備及び活動地域への案内等を消防局と協力して行う。

**3 市の対応**

**(1) 応援要請**

市長は、市内の消防力では対応が困難と認める場合、知事又は消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援要請を求める。

要請は緊急の場合、通信により行い、後日文書を提出するが、被害が甚大で状況把握も困難である場合は、その旨を県に連絡し、被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

**(2) 応援隊の受入れ**

応援隊の円滑な受入れを図るため、消防局と連携して受入体制を整える。

**4 県の対応**

市又は消防局の要請に基づき、県は他の地方公共団体、自衛隊との連携を図りつつ、ヘリコプターを積極的に活用し、大規模火災の偵察及び空中消火の早期実施に努める。

## 第3節 危険物等災害対策

項目	担当
第1 危険物等災害対策	施設管理者、警察署、埼玉県南西部消防局
第2 高圧ガス災害対策	施設管理者、県、警察署、埼玉県南西部消防局
第3 火薬類災害対策	施設責任者、警察署、埼玉県南西部消防局、朝霞市消防団
第4 毒物・劇物災害対策	施設管理者、朝霞保健所、警察署、埼玉県南西部消防局

危険物、高圧ガス、毒物・劇物等が漏えい、流出した場合には、爆発、火災、汚染等、施設や周辺に多大な悪影響を及ぼすおそれがある。このため、危険物等の種類や特性をふまえて、漏えい、火災、汚染拡大等の防止措置を速やかに行うとともに、危険物等施設の職員や周辺住民等の安全を確保する。

### 第1 危険物等災害対策

#### 1 活動方針

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、危険物施設の管理者（以下「施設管理者」という。）は、危険物の取り扱い作業及び運搬を速やかに中止し、災害の拡大防止のための措置を講じるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

#### 2 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にして、次の措置を講じる。

- (1) 危険物の出火・流出及び拡散の防止
- (2) 流出した危険物の除去、中和等
- (3) 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- (4) 立入禁止区域の設置
- (5) その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

### 第2 高圧ガス災害対策

#### 1 活動方針

高圧ガス保安法により規制をうける高圧ガス関係の事業所に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、高圧ガス施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）は、二次的災害を起こすおそれがあることから作業は必ず中止し、必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出し、住民の安全を確保するため退避させる等の措置を講ずるとともに、消防機関又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに、連携して緊急措置を講ずる。

#### 2 応急措置

- (1) 高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領（平成20年7月20日施行）」に基づき応急措置を行う。
- (2) 施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にしてすみやかに次の措置を講ずる。
  - ① 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。
  - ② 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器は安全な場所に移す。

- ③ ①、②に掲げる措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じて附近の住民に退避するよう警告する。
- ④ 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。
- (3) 知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合には高圧ガス保安法により緊急措置命令を発する。

### 第3 火薬類災害対策

#### 1 活動方針

火薬類取締法により、火薬庫が火災、水災等により危険な状態になった場合においては、火薬庫等の施設責任者（以下「施設責任者」という。）は、応急措置を講じ、住民の安全を確保するとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに、連携して災害防止の緊急措置を講ずる。

#### 2 応急措置

施設責任者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にしてすみやかに次の措置を講ずる。

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者の近づくことを禁止する。
- (2) 搬送途中に危険となった場合、又は搬送時間に余裕がなくなった場合は、火薬類を附近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。
- (3) 保管場所からの搬出に余裕がない場合は、火薬庫にあつては、入口窓等を目張等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。

### 第4 毒物・劇物災害対策

#### 1 活動方針

毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、毒物・劇物取扱施設の管理者（以下「施設管理者」という。）が応急措置を講じ、住民の安全を確保するとともに、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に通報する。

また、通報を受けた者は直ちに関係機関に通報するとともに、連携して災害防止の緊急措置を講ずる。

なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の指示による緊急消防援助隊の特殊災害部隊(毒劇物対応隊)により、応急措置を講ずる。

#### 2 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にしてすみやかに次の措置を講ずる。

- (1) 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を講ずる。
- (2) 災害をまぬがれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講ずる。
- (3) 毒物劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。

## 第4節 放射線災害対策

項 目	担 当
第1 放射線災害対策	事業者、県、朝霞警察署、埼玉県南西部消防局、関係各班

放射性物質の事故が発生した場合には、目に見えない災害に対して的確な措置を求められることになる。このため、関係機関は放射性物質の特徴をふまえて、専門家等と連携して、職員等の安全を確保しつつ円滑に応急対策を実施する。

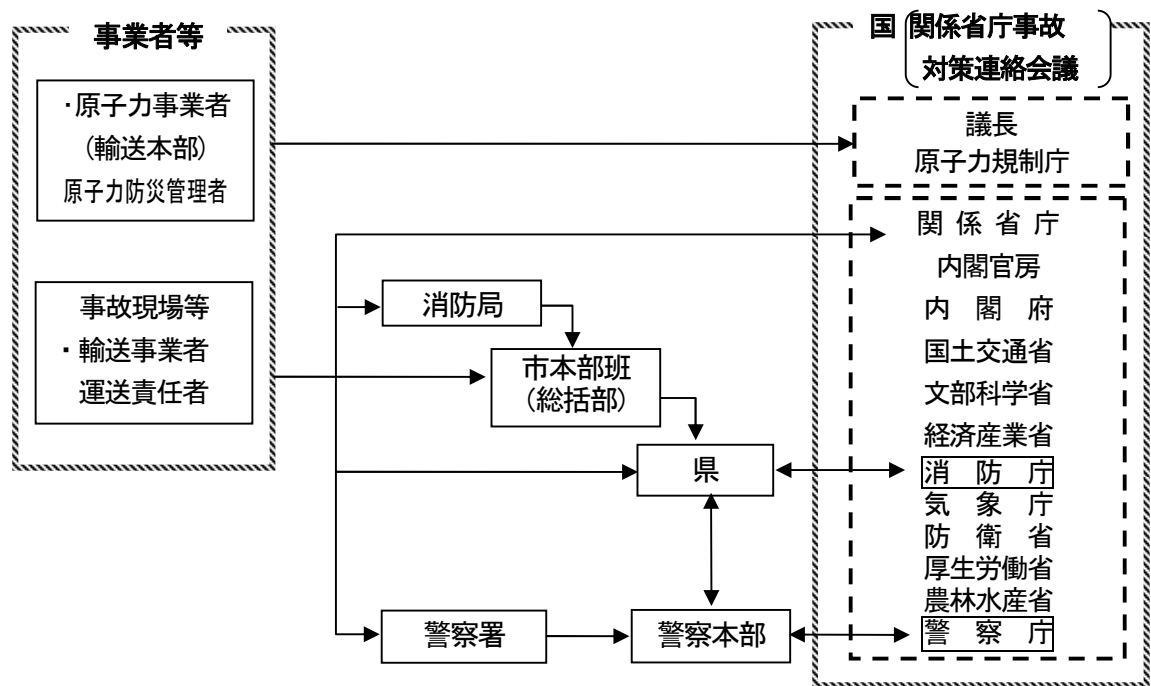
### 第1 放射線災害対策

#### 1 事故時の連絡通報体制、情報収集体制

##### (1) 核燃料物質等輸送時の事故

原子力事業者(原子力災害対策特別措置法(以下「原災法」という。)第2条第1項第3号に定める者。以下「事業者」という。)の原子力防災管理者は、核燃料物質等(原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれに汚染された物質)輸送中に核燃料物質等の漏えい等の事故が発生し、それが「特定事象(原災法第10条前段の規定に基づき通報すべき事象)」に該当する事象である場合、直ちに、原災法施行規則で定める「第10条通報」様式により、最寄りの消防機関及び警察署に通報するとともに、また、その後は以下の事項について、事故(事象を含む)発生場所を管轄する市町村及び県、安全規制担当省庁などに通報する。

- |                            |                    |
|----------------------------|--------------------|
| ① 特定事象発生の場所及び時刻            | ② 特定事象の種類          |
| ③ 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況 | ⑤ 周辺環境への影響         |
| ④ 気象状況(風向・風速など)            | ⑦ 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無 |
| ⑥ 輸送容器の状況                  | ⑨ その他必要と認める事項      |
| ⑧ 応急措置                     |                    |

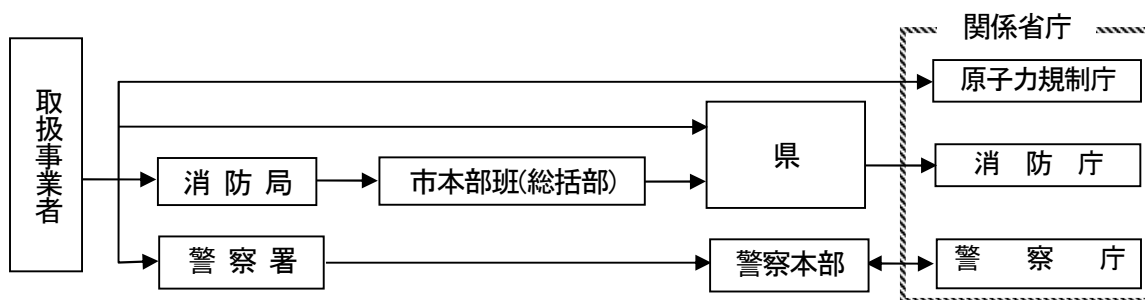


■核燃料物質等輸送時の事故(特定事象)発生に係る通報系統

**(2) 放射性物質取扱施設事故**

放射性物質取扱事業者は、施設において放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合、速やかに以下の事項について、県、市、警察、消防機関及び国の関係機関に通報する。

- ① 事故発生の時刻
- ② 事故発生の場所及び施設
- ③ 事故の状況
- ④ 気象状況（風向・風速）
- ⑤ 放射性物質の放出に関する情報
- ⑥ 予想される災害の範囲及び程度等
- ⑦ その他必要と認める事項



■放射性同位元素取扱事業所での事故発生の場合に係る通報系統

**(3) 原子力発電所の事故**

危機管理室及び環境推進課は、朝霞市に被害をもたらすおそれのある原子力発電所において事故が発生した場合は、直ちに関係各署等と連携を図り情報収集を行う。また、必要に応じて消防局と協力し、市内の放射線量の測定を開始して情報収集を行う。

**2 活動体制****(1) 事業者及び核燃料物質等を輸送する者**

事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送する者（以下「事業者等」という。）は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じるものとする。

事業者等は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、消火、汚染防止、立入制限等の事故の状況に応じた応急の措置を講じるとともに、警察官、海上保安官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施するものとする。なお、事業者等の講ずべき措置は、以下のとおりとする。

- ① 関係機関への通報・連絡
- ② 異常事態発生に伴う放射線モニタリング
- ③ 消火及び輸送物への延焼防止
- ④ 輸送物の移動
- ⑤ 立入制限区域の設定及び立入制限（事故発生現場の半径 15m 以内の立入を制限する）
- ⑥ 汚染の拡大防止及び除染
- ⑦ 放射線障害を受けた者、又は受けたおそれのある者の救出
- ⑧ その他放射線障害の防止のために必要な措置

**(2) 警察**

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた場合、事故の状況把握に努めるとともに、警察本部及び関係警察署に災害警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、状況に応じて警察官の安全確保を

図りながら、事業者等、その他関係機関と協力して人命救助及び交通規制等の必要な措置を講ずる。

### (3) 消防局

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた場合、直ちにその旨を市、県及び消防庁に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等の必要な措置を講じる。

#### ■警戒区域の設定に係る留意事項

警戒区域（応急対策を行うために必要な区域）として、原子力事業者が立入制限を行った事故発生現場の半径15m以内の立入制限区域を含め、道路上で事故発生現場の前後概ね100mを確保する。（「原子力施設等の防災対策について」原子力安全委員会、昭和55年6月決定、平成12年5月改訂の基準による。）

### (4) 県

事故発生後速やかに、被害状況等の情報収集活動に努めるとともに、応急対策を検討する。また、国との調整を図りつつ、専門的知識を有する職員の派遣、必要な人員及び資機材の提供など事故対策についての支援・協力を要請し、必要があると認める場合には、自衛隊の災害派遣要請を行う。

### (5) 市

事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、災害対策本部の設置、情報収集連絡体制及び放射線測定体制等、必要な体制を取り、機関相互の連携を図る。また、必要に応じて、知事に対し自衛隊の災害派遣を要求する。

## 3 応急措置の留意事項

### (1) 消火活動

核燃料物質等輸送中に火災が発生した場合、事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行う。

消防局は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行うものとする。

### (2) 原子力緊急事態宣言発出時の対応

原災法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、県及び市はそれぞれ災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて以下の措置を講ずる。

### (3) 傷病者の搬送

市及び県は、傷病者の搬送にあたって、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後搬送する。

### (4) 交通の確保

交通規制にあたって、警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡を取る。特に、原子力規制庁等の国の機関及び応急対策活動に従事する原子力関係機関から派遣される専門家等の通行を優先するなど配慮する。



**(5) 避難対策****① 退避・避難等**

市及び県は、原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、屋内退避又は避難に関する指示があったとき、又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると認めるときは、「屋内退避」又は「避難」の指示を行う。

この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障害のある人、外国人その他要配慮者に配慮する。

**② 警戒区域の設定**

市長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地区について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定する。

警戒区域の設定範囲は、「核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）半径15m」を基本とする。

警戒区域を設定した場合は、関係市町村長に通知する。また、警察その他の関係機関に対し、協力を要請する。

**(6) 核燃料物質等の除去等**

事業者は、防災関係機関との連携を図りつつ、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行う。

**(7) 放射線量の測定体制の整備****① 校庭等における空間放射線量の測定体制の整備**

市は、学校施設、公園等をはじめとした市民の日常生活に密着する場所で空間放射線量の測定を実施し、市内における放射線量の分布等を把握するものとする。

**② 飲料水及び農産物等の放射性物質測定体制の整備**

市は、健康被害等を防止するため、飲料水及び農産物等の放射性物質の測定を実施し、市民に迅速かつ的確に情報を提供する。

**(8) 飲食物の摂取制限****① 摂取制限**

県及び市は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限を行う。

**② 解除**

県、市、原子力事業者等及び消防機関等は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったときは、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行うものとする。

**(9) 飲料水の供給体制**

市は、放射線関係事故により、飲料水が汚染された場合を想定し、震災対策計画編 第1章 第12節「第1 飲料水の供給」に準じて飲料水を提供する。

**(10) 健康調査等**

市及び県は、医療機関等と協力し、必要に応じて市民及び受入避難住民等の健康調査を行う。

緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、二次汚染に注意し、専門医療機関への搬送等を行う。

**(11) 被害調査等**

市は、医療、損害賠償等に備えて、避難住民等の損害状況等を調査、記録する。また県は、緊急時モニタリング結果に基づく汚染状況図の作成等を行う。

**(12) 市民への情報伝達活動**

市及び防災関係機関は、核燃料物質等事故に係る災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、放射線量等の測定結果、交通規制の状況等について、適切かつ迅速に提供するものとする。また、情報提供については、広報誌、広報車、掲示板、市ホームページ等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害のある人、外国人等といった要配慮者に対しても十分に配慮して行うものとする。

**(13) 住民相談窓口の整備**

市及び県は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ整備するものとする。

## 第5節 鉄道事故・施設災害対策

項目	担当
第1 鉄道事故・施設災害対策	本部班、医療対策班、東日本旅客鉄道株式会社、東武鉄道株式会社、朝霞警察署、埼玉県南西部消防局、朝霞市消防団、朝霞地区医師会、朝霞地区歯科医師会、朝霞地区薬剤師会、県

列車の衝突や脱線事故が発生した場合は、救助が困難な死傷者が多数発生するおそれがある。また、輸送中の危険物等が流出した場合には、周辺での火災や環境汚染が発生するおそれがあるほか、交通施設の復旧が長期化する場合には、市民生活にも支障が生じるおそれがある。

このため、事故の状況を速やかに把握し、現場の特性に応じた救助・救急体制、二次災害の防止措置を講じるとともに、代替交通手段の確保と施設の早期復旧を図る。

### 第1 鉄道事故・施設災害対策

#### 1 活動体制

鉄道事故が発生した場合、事業者は直ちに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立ち入り制限等、事故の状況に応じた応急措置を行い、これらを円滑、的確に行う体制を確立する。

また災害現場においては、警察官又は消防吏員の到着後、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施する。

#### 2 応急措置の留意点

##### (1) 情報収集

県は、ヘリコプター等を活用して情報の収集を行うほか、県職員又は鉄道事故専門家からなる現地調査班を編成し、現地調査を行う。

##### (2) 避難誘導

###### ① 乗客等の避難

鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、高齢者、障害のある人、子供等の要配慮者を優先した避難誘導を行う。

鉄道事業者、警察署、消防局及び市は協力して、列車内又は駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導し、現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

###### ② 周辺住民

災害現場周辺の住民の生命、財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は、震災対策計画編 第1章 第9節 避難「第1 避難活動」に準じ、避難指示を行う。

##### (3) 消火・救出・救護活動

市街地での事故により、延焼火災に発展するおそれがある場合、消防局は現場指揮所を設定して、消火、救助活動の調整を行う。

また、脱線、転覆等により、多数の負傷者が集団発生した場合、市及び消防局は、県、医療関係機関等と連携して現場付近に救護所及び救護指揮所を設置し、また、医療救護班や災害医療コーディネータを確保して医療救護活動を統括する。

**(4) 危険物流出対策**

事故車両から危険物の流出が認められた場合、鉄道事業者は関係機関と協力し、直ちに除去活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

消防機関は、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

警察は、直ちに警戒線を設定し、避難誘導活動を行う。

**(5) 代替輸送**

当該鉄道事業者は、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等の代替交通手段の確保に努めることとし、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送について努める。なお、バス代行輸送の場合においては、停留所の位置、バスルートの設定、専用レーンの設定などについて関係機関（運輸局、警察署、道路管理者等）と速やかに協議する。

## 第6節 航空機事故災害対策

項目	担当
第1 航空機事故災害対策	本部班、医療対策班、航空事業者、埼玉県南西部消防局、朝霞市消防団、朝霞地区医師会、朝霞地区歯科医師会、朝霞地区薬剤師会、県、朝霞警察署

航空機の墜落等が発生した場合は、救助が困難な死傷者が多数発生するおそれがある。このため、事故の状況を速やかに把握し、現場の特性に応じた救助・救急体制、二次災害の防止措置を講じる。

### 第1 航空機事故災害対策

#### 1 活動体制

航空機を所有する事業者は、航空機の墜落、衝突又は火災等の航空機事故が発生した場合には、東京空港事務所に速やかに通報する（航空法第76条）。また、災害対策を円滑、的確に行う体制を確立する。

現場においては、警察官又は消防吏員の到着後、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施する。

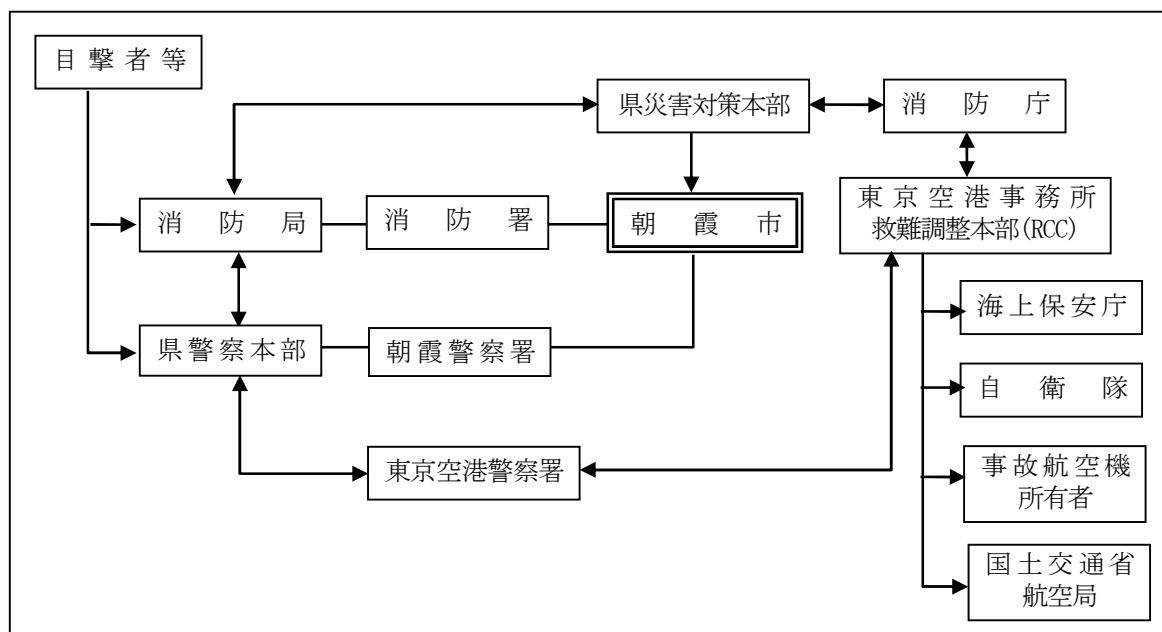
#### 2 応急措置の留意点

##### (1) 通報等の伝達

市、消防局及び関係機関は、航空機事故の通報等の連絡（次の事項）を速やかに行う。

- ① 事故の種類（墜落、不時着、器物落下等）
- ② 事故の発生日時、場所
- ③ 事故機の種別、乗員数、積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無
- ④ その他必要事項

##### ■航空機事故の通報伝達系統



## (2) 被害情報の収集

県は、ヘリコプター等を活用して被害状況等の収集を行うほか、県職員又は航空機事故対策の専門家からなる現地調査班を編成し、現地調査を行う。

## (3) 避難誘導

### ① 乗客等の避難

航空機事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、高齢者、障害のある人、子供等の要配慮者を優先した避難誘導を行う。

航空事業者、警察署、消防局及び市は、協力して乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導し、現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

### ② 周辺住民

災害現場周辺の住民の生命、財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は、震災対策計画編 第1章 震災応急対策計画 第9節「第1 避難活動」に準じ、避難指示を行う。

## (4) 消火・救出・救護活動

市街地での事故により、延焼火災に発展するおそれがある場合、消防局は現場指揮所を設定して、消火、救助活動の調整を行う。

また、多数の負傷者が集団発生した場合、市及び消防局は、県及び医療関係機関等と連携して、現場付近に救護所及び救護指揮所を設置し、医療救護班や災害医療コーディネータを確保して、医療救護活動を統括するとともに、医療機関への搬送体制を確保する。

遭難機が国際線であることが判明した場合は、県を通じて成田空港検疫所等と連携して防疫活動を行う。

## 第7節 ライフライン施設災害対策

項 目	担 当
第1 ライフライン施設災害対策	本部班、上下水道班、東京電力パワーグリッド株式会社、東京ガス株式会社、大東ガス株式会社
第2 生活支援対策	本部班、市民班、上下水道班、教育班、東京電力パワーグリッド株式会社、東日本電信電話株式会社、東京ガス株式会社、大東ガス株式会社

### 第1 ライフライン施設災害対策

大規模な停電、断水等、ライフライン供給の重大な支障が生じた場合には、各事業者が災害対策本部を設置して復旧活動にあたる。

市は、情報連絡等の活動を行うため、本部班を中心とした体制を確保する。

なお、ライフライン施設の災害応急対策活動は、震災応急対策計画の第16節に準ずる。

### 第2 生活支援対策

市は、ライフラインが停止し、都市生活が困難となった市民に対し、必要に応じて、事業者と協力して、給水活動、食料・生活必需品等の供給等を行う。

それらの活動の実施要領は、震災応急対策計画第12節に準ずる。

